

各位

株式会社 東北銀行

「未利用口座管理手数料の導入」および 「普通預金等の解約手続の簡素化」について

株式会社東北銀行（取締役頭取 村上尚登）は、一定期間ご利用のない少額の預金口座について、普通預金（総合口座含む）および貯蓄預金の口座を対象として、口座不正利用防止の観点から「未利用口座管理手数料」を導入すると共に、対象となる口座の残高が同手数料に満たない場合は自動解約とする取扱いを開始します。

また、一定額未満の普通預金等の解約手続に際して、お届印を不要とする取扱いも併せて開始します。

当行は、今後もお客さまの利便性を向上させるべくサービスを拡充して参りますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 未利用口座管理手数料

(1) 制度の概要

制度開始日	2022年4月1日（金）
対象科目	・普通預金（総合口座定期預金残高0円の口座・決済用口座含む） ・貯蓄預金 ※制度開始日（2022年4月1日）より前に開設された口座も対象とします。
対象口座	手数料引落日（毎年7月5日）から遡って2年以上のご利用がなく、かつ残高が10,000円未満の口座 ※当該口座のお利息の受取り・本手数料の引落しはご利用要件に該当しません。 ※盗難・紛失などにより利用が停止されている口座も対象とします。ただし、以下のいずれかに該当する場合は対象外とします。 ➢当該口座の残高が10,000円以上である場合 ➢同一店で定期性預金・公共債・投資信託・外貨預金・金融商品仲介の取引がある場合 ➢同一店で融資取引（カードローン等含む）がある場合
手数料金額	年間 1,320円（税込）

【本件に関するお問い合わせ】

事務統括部（担当：根本）

電話番号：019-654-1311

 東北銀行

〒020-0023 盛岡市内丸3番1号

電話番号 019-651-6161

FAX 019-653-1291

ホームページ <https://www.tohoku-bank.co.jp/>

徴求方法	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となるお客さまには、事前にご案内書面を郵送します。 ・ご案内から一定期間（約3か月）経過してもご利用または解約等のお手続きがない場合に、対象口座から本手数料を引き落としします。 ・対象口座残高が手数料金額以下の場合は、預金残高全額を本手数料として引き落としさせていただき、残高が0円となった口座は自動的に解約となります。なお、口座残高を超えて手数料が引落しとなることはございません。 <p>※事前通知が延着または到達しなかった時でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>本手数料の初回引き落としは「2023年7月5日」を予定しています。</p>
------	--

(2) 導入に伴う預金等関連規定の改定

①導入に伴う条項の新設

対象となる預金規定：普通預金規定、貯蓄預金規定、とうぎん総合口座取引規定

➤【例】普通預金規定（改定箇所抜粋）

9. 未利用口座管理手数料

- (1) 当行が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは本条に定める未利用口座管理手数料以外の払戻し等、所定のご利用がない口座を未利用口座として取扱います。
- (2) 未利用口座に該当した場合、お届けのご住所に未利用口座に関するご案内書面（本条第4項により解約が見込まれる場合はその旨の通知を兼ねます）を郵送します。ご案内後、一定期間、所定の利用がない場合、当行が定める未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。
- (3) 当行は未利用口座管理手数料を、未利用口座から払戻請求書によらず当行所定の方法により引落しできるものとします。
- (4) 未利用口座の預金残高が未利用口座管理手数料以下の場合（残高が0円の口座を含みます）、当行は当該預金残高を引落とし、未利用口座管理手数料に充当のうえ、当該口座を解約することができるものとします。なお、口座残高を超えて手数料の支払い義務はございません。
- (5) 引落としとなった未利用口座管理手数料についてはご返却いたしません。また、前項の規定により解約された未利用口座の再利用の求めには応じられません。

②改定日

2022年4月1日（金）

2. 一定金額未満の普通預金等の解約手続きの簡素化（届出印の押印省略）

2022年4月1日（金）より、個人および個人事業主のお客さまを対象に、残高10,000円未満の普通預金（総合口座定期預金残高0円の普通預金を含む）、貯蓄預金のご解約手続きの際に、ご本人さまがお通帳をご持参の上来店され、かつ顔写真付き公的証明書によりご本人様を確認できる場合に限り、お届け印を押印することなく解約できるよう手続きを簡素化します。

以上